

第 62 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 開催日                  | 令和 5 年 11 月 29 日（水）   |   |
| 場所                   | 独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室  |   |
| 委員氏名                 | 委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事）<br>委員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授）<br>委員 山内 容（弁護士）<br>委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士）<br>委員 中森 真紀子（独立行政法人国民生活センター監事）（欠席） |   |
| 抽出案件                 | 5 件   | （備考）<br>・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。<br>・概要として、第 2 四半期および第 3 四半期のうち 10 月における契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超の契約（事案 1、2）、落札率 90%超の契約（事案 3、4、5）について審議対象とした旨報告した。 |
| （内訳）                 |   |   |
| 一般競争入札               | 0 件   |   |
| 公募・企画競争              | 5 件   |   |
| 随意契約                 | 0 件   |   |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 令和 5 年度第 2 四半期および第 3 四半期のうち 10 月に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり   |   |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容   | なし  |   |

(別紙)

| 意見・質問  | 回 答   |
|--|---|
| <p>【事案1】<br/>Microsoft Edge 移行に伴う業務支援システムへの影響調査業務（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査の結果、Edge で問題ないと報告がされた場合、それを保証する条項や免責条項などは設けているか。免責条項の有無によって、価格差が生じてくると思われる。</li><li>・改修が発生した場合の価格調査はしているのか。仮に、改修に 50 万円しか要しない場合、200 万円かけて調査する必要性はなかったのではないか。</li><li>・調査業務と改修業務を分ける理由はなにか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・契約書に契約不適合責任において期限を設けている。</li><li>・調査をしないと改修すべき箇所が分からないため、より多くの費用が発生すると考えている。</li><li>・調査と改修を一緒に調達すると、改修項目を見込んだ高い見積もりが出てくる可能性があるため分けた。</li></ul>  |
| <p>【事案2】<br/>消費生活相談業務の変革を効率的に推進させるための状況調査及び情報提供業務（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の契約で、調査・検討がなされなかったことに、責任・問題はないのか。</li><li>・事前確認公募を行った理由はなにか。</li><li>・当初契約の事業者しか請け負うことができないとの判断に至った理由はなにか。</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地方自治体へ説明したところ、想定していた課題を再考する必要が生じたことなどから、昨年度の決定事項を変更することとなったものであり、問題はない。</li><li>・新規の事業者が履行するのは難しいと判断し、当初契約の事業者しか請け負うことができないことを確認するため、事前確認公募を行った。</li><li>・調査結果を DX 関連の仕様書に反映させるなど、当初契約の事業者と相互に業務を行うこととしており、他の事業者にもヒアリングを行ったが、参入は難しいとの回答があった。そのため当初</li></ul> |

| 意見・質問  | 回 答  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が資料提供の申込をしたのであれば履行の可能性があり、競争入札ができたのではないかと。公告上で「事前確認公募」の趣旨が伝わるように示したのか。事前確認公募では通常複数者が申込することがありえない。</li> </ul>   | <p>契約の事業者以外が請け負うことが困難と判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告には「事前確認公募」であることを記載していたが、それでも複数の事業者が資料の交付を受けた。今後、事前確認公募を行う際に検討したい。</li> </ul>   |
| <p>【事案3】<br/>音声通話記録データの書き起こしとAIを活用した要約に関する実証業務一式（情報管理部）</p> <p>【事案4】<br/>AIを活用した自然文による相談情報抽出に関する実証業務一式（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ分けて調達したのか。</li> <li>・登録データをAI技術で一連の流れと考えるのであれば、一つの調達とした方が安定的になるとも考えられるが、今回の調達方法は最善といえるのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案3は消費生活相談の電話から文字起こしを行い、事案4は消費生活相談の検索より要約する。それぞれの特性が異なり、得意とする事業者も異なると考えたため、別調達とした。</li> <li>・相談業務としては一連であるが、技術面では異なると考えた。結果的に複数者の参加により競争も働いたと考えている。</li> </ul> |
| <p>【事案5】<br/>YouTube動画を活用した消費者トラブル防止のための啓発業務（広報部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ総合評価落札方式ではなく企画競争にしたのか。</li> <li>・「100本以上の作成実績」を参加条件に入れた理由はなぜか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質を重視したいため、技術面での評価により事業者を決定するため企画競争とした。</li> <li>・YouTube動画を作成する上で、一定以上の制作実績がある事業者に絞りたく、様々な事業者へヒアリングして条件とした。</li> </ul>  |

| 意見・質問  | 回 答                     |
|--|-------------------------|
| <p>・評価項目に作成実績があるが、参加条件にもしているので重複すると思われる。評価項目とするのであれば、参加条件にはせず、評価の中で加点項目とする方法もあるのではないか。</p> | <p>・今後の調達において検討したい。</p> |